

## ◆選挙公報について



### 選挙公報とは？

候補者の氏名・略歴・政見と候補者顔写真を掲載した文書で、選挙管理委員会が発行しています。

原稿は各候補者が用意します。

公報は、選挙の時に各家庭に配布されます。(公職選挙法第167条～172条)

公職選挙法では、衆議院議員選挙、参議院議員選挙又は県知事選挙においては、公報を発行するように定めています。

その他の選挙では、条例で定めれば「発行することができる」となっています。

瑞穂市では、瑞穂市選挙公報発行条例に基づき、瑞穂市長選挙、瑞穂市議会議員選挙には、選挙公報を発行しています。

規格については、縦9.5センチメートル、横27.8センチメートル、文字の方向は、記載欄の短辺を縦にして、選挙公報全体の体裁から通常に読める方向としています。

選挙公報は、選挙期日の2日前までには、各世帯にお届けしています。

市内全域、各世帯に配布をしていますが、万一お手元に届いてない方は、市役所などにも備え置きをしておりますので、そちらをご利用ください。

### 問い合わせ先

選挙管理委員会

TEL:058-327-4111      FAX:058-327-7141

[soumu@city.mizuho.lg.jp](mailto:soumu@city.mizuho.lg.jp)